

令和2年度

九州大学連携地域における 固定資産税の特例制度

©Sustainable Design Camp 2017 Kyushu University

糸島市では、令和2年度から「九州大学連携地域における固定資産税の特例制度」をスタート。九州大学周辺で、交流や知的財産の活用を進める施設や住宅、ホテルなどが集まる学術研究都市の構築を目指して、事業者のみなさんを税制面から支援します。

制度の概要

学術研究都市づくりに関連する施設の土地や家屋、償却資産に対して課する固定資産税を、新築後3年度分は100%、その後2年度分は50%を課税免除します。

要件の概要

- 伊都キャンパスに隣接する九州大学連携地域内で、地区計画区域であること。
※下図の緑色のエリアが九州大学連携地域です。
- 九州大学学術研究都市づくりにつながる新築施設。
 - ・研究施設、研修施設、事務所（土地、家屋、償却資産対象）
 - ・共同住宅、寄宿舍、ホテル（土地、家屋対象）
 - ・上記施設に付属する施設※裏面に具体例を記載しています。

施設新築後のイメージ

3年間固定資産税 全額免除

2年間固定資産税 半額免除

5年間の税制優遇で、
大学周辺のまちづくり
をサポート



お問合せ先

糸島市ブランド・学研都市推進課 定住・学研都市係

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

☎092-332-2079(直通) ✉bra-gaku@city.itoshima.lg.jp

課税免除の対象

研究所・研修施設・事務所の土地・家屋

償却資産



+



共同住宅・ホテルの土地・家屋



対象施設	要件
研究施設	研究開発、実証事業、新産業創出等を行う施設
研修施設	知識、教養、技能等を習得できる施設
事務所	床面積が150㎡以上500㎡以下のもの
共同住宅、寄宿舍	住戸数が20戸以上で、各戸の床面積が40㎡以下であること 床面積10㎡以上の交流スペースを有していること
ホテル	国際観光ホテル整備法第3条及び第18条1項の登録を受けたホテル、旅館等
上記施設に付属する施設	上記施設の目的を助け、充実させるために一体的に利用される施設

課税免除の対象外（例）



条例の施行前に新築した対象施設
※施行日は令和2年6月26日



3年以上前に購入して施設を新築した土地



同一の事業者が、連携地域外に新築した施設で使用する償却資産

その他

- 制度の対象になるかなどの詳細については、施設建設を計画する際にご相談ください。
- この制度の特例を受ける際は、事前申請が必要です。
 - ・新築の日の属する年の翌年1月31日までに、固定資産税課税免除申請書に必要な資料を添えて、ブランド・学研都市推進課に提出してください。
 - ・申請の具体的な方法は、下記糸島市ホームページをご覧ください。

糸島市ホームページはこちら

糸島市ホームページ トップから

くらしの情報⇒大学連携⇒九州大学⇒連携によるまちづくり

